

## 日本赤十字放射線技師会旅費規定

第1条 この規定は会の役員が公務のため出張する場合に支給する旅費について必要な事項を定める。

第2条 会長は会務のため関係役員に出張を命ずることができる。

第3条 前条により出張する場合は、次の旅費を支給する。

交通費	実費
日 当	3, 0 0 0円
宿泊料	8, 0 0 0円

2. 特別な事由による出張の場合は、第3条の規定にかかわらず会長の決裁を経て、必要な旅費を支給することができる。

第4条 この規定の改廃は理事会の議決によるものとする。

### 附 則

この規定は昭和28年11月15日より施行する。

昭和42年10月26日改正

昭和44年11月 7日改正

昭和47年11月28日改正

昭和52年11月17日改正

昭和62年 8月27日改正

平成 2年 4月 5日改正

平成10年 5月27日改正